



# 群馬労働局の取組 トピックス

(女活法情報公表)  
(春の連続休暇には、ココロとカラダ、リフレッシュ。)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

## ①労働者が101人以上の事業主の皆さまへ 毎年1回以上の女性の活躍に関する情報公表が義務となっています！

**常時雇用する労働者数101人以上の事業主**は、自社の女性の活躍に関する状況について、求職者等が簡単に閲覧できるように**おおむね1年に1回以上公表**することが義務となっています。

### 📎 目的は？

就職活動中の学生など求職者の企業選択に資するよう、比較可能な企業情報として自社の女性の活躍に関する情報を提供し、優秀な人材の確保につなげるのが目的です。

### 📎 何を公表するの？

常時雇用する労働者数が**301人以上**の事業主…以下の①の区分から男女の賃金の差異を含めた**2項目以上**、②の区分から**1項目以上**を選択して、**3項目以上を公表**する必要があります。

常時雇用する労働者数**101～300人**の事業主…以下の①と②の**全項目から1項目以上選択して公表**する必要があります。

※必ずしも全ての項目を公表しなければならないものではありませんが、公表範囲そのものが事業主の女性の活躍推進に対する姿勢を表すものとして、求職者の企業選択の要素となることに留意しましょう。

① 女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"><li>採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)</li><li>男女別の採用における競争倍率(区)</li><li>労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)</li><li>係長級にある者に占める女性労働者の割合</li><li>管理職に占める女性労働者の割合</li><li>役員に占める女性の割合</li><li>男女別の職種又は雇用形態の転換実績(区)(派)</li><li>男女別の再雇用又は中途採用の実績</li><li>男女の賃金の差異(全・正・パ有)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>男女の平均継続勤務年数の差異</li><li>10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li><li>男女別の育児休業取得率(区)</li><li>労働者の一月当たりの平均残業時間</li><li>労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)</li><li>有給休暇取得率</li><li>有給休暇取得率(区)</li></ul>

※(区)の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

※(派)の表示のある項目については、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

## 「男女の賃金の差異」について（労働者301人以上必須項目）

男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（%）で示したものをいいます。  
各事業年度が終了した後おおむね3か月以内に公表してください。

「全労働者」、「正規雇用労働者」、パート・有期社員の「非正規雇用労働者」の3区分での公表が必要です。

※「男女の賃金の差異」を含む女性活躍推進法に基づく情報公表項目について、有価証券報告書のみにおいて公表しても、女性活躍推進法の義務を果たしたことにはなりません。一般の求職者等から見て、男女の賃金の差異の情報がどこに掲載されているのかがわかるように「女性の活躍推進企業データベース」や自社のホームページ等で情報公表をお願いします。

## どこに公表するの？

厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」や自社のホームページ等に公表してください。

※「女性の活躍推進企業データベース」登録無料！更新の時期をメールでお知らせします！ぜひご活用ください！  
URL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>



女性の活躍推進企業データベース

○ 女性活躍推進法の詳細は、厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。  
URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

女性活躍推進法特集ページ



で検索！

## ② 春の連続休暇には、ココロとカラダ、リフレッシュ。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。群馬労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。

☎027-896-4739

(年次有給休暇取得促進特設サイトURL)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

Refresh!  
もっと自分らしい  
働き方  
休み方

春の連続休暇には、  
ココロとカラダ、リフレッシュ。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署  
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>  
年次有給休暇取得促進特設サイト

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室